

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有)昌栄工務店	代表者氏名	上田 昌治
主たる営業所の所在地	沼津市大岡 2934-13		
許可番号	静岡県知事許可（般-27） 第 30878 号	許可を受けている 建設業の種類	大工工事業 内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 2 年 4 月 10 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 29 条の 2 第 1 項		
処分の内容 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し （大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）			
処分の原因となった事実		営業所等不確知	
（有）昌栄工務店の営業所の所在地を確知することができないため、令和 2 年 2 月 28 日付け静岡県公報第 84 号でその旨を公告したが、当該公告の日から 30 日を経過しても同社から申出がなかった。			
その他参考となる事項			